

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 渡辺 和昭 様 あて名 〒399-8702 日本国長野県松本市寿小赤2070セイコーエプソン株式会社 知的財産本部内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 22.11.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 J0187652W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/003934	国際出願日 (日.月.年) 30.08.2016	優先日 (日.月.年) 04.09.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. D04H1/732(2012.01)i, B27N3/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) セイコーエプソン株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 15.11.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 長谷川 大輔 電話番号 03-3581-1101 内線 3474	4S	4773

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	5, 6	有
	請求項	1-4, 7-9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 ; JP 2015-137437 A (セイコーエプソン株式会社) 2015.07.30

文献2 ; JP 2003-227089 A (三菱重工業株式会社) 2003.08.15

●請求項1-4、7-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、2より進歩性を有しない。

(1) 請求項1に係る発明について

文献1の[特許請求の範囲]、[0074]、[0123]の記載事項を整理すると、文献1には、繊維と樹脂とを含む材料を堆積させる堆積部と、前記堆積部により堆積された堆積物を加湿する加湿部(加湿部)とを備え、前記加湿部は、液滴または高湿度の気体を前記堆積物に供給するシート製造装置が記載されているといえる。

文献1には、前記加湿部が、堆積物を支持する支持面に交差する方向の気流であって、前記堆積物を通過する気流を発生させる第1気流発生部を含み、前記第1気流発生部が発生させる気流により、液滴または高湿度の気体を前記堆積物に供給することは記載されていない。

しかしながら、文献2の[特許請求の範囲]、[0001]、[0014]、[0020]には、ウェブ(シート)に蒸気付与装置に対向してバキューム装置(第1気流発生部)を設けることでウェブ中に効率よく蒸気が浸透するので強度等が向上することが記載されている。そうすると、強度等を考慮して、文献1記載の前記加湿部を本願請求項1に係る発明で規定される構成とすることに困難性はない。

(2) 請求項2、3、7、9に係る発明について

文献1の[特許請求の範囲]、[0074]、[0123]、[図1]を参照のこと。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## (4) 請求項 4 に係る発明について

製造スペース等を考慮して、文献 1、2 記載の気流発生部を共通化することは当業者が適宜行うことである。

## (5) 請求項 8 に係る発明について

文献 1 には、堆積部に複数の開口が形成されたドラムを備えることは記載されていないが、文献 1 の [0123] には、堆積部がほぐし部を備えることが記載されており、該ほぐし部の形状を前記ドラムとすることは当業者が適宜行うことである。

●請求項 5、6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、2 から新規性、進歩性を有する。

文献 1、2 には、前記堆積部は、前記堆積物に当接する第 1 ローラーを備え、前記加湿部は、加湿された前記堆積物に当接する第 2 ローラーを備え、前記第 2 ローラーの表面自由エネルギーは、前記第 1 ローラーの表面自由エネルギーよりも低いこと、第 1 気流発生部による前記支持面における気流の流速は、前記第 2 気流発生部による前記支持面における気流の流速よりも小さいことは記載されておらず、そうすることが容易であるともいえない。